

2025年度 法科大学院

第4期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Y 県は、県公務員である保健師については、日本国籍の保有を任用の要件としていない。大韓民国の国籍を有し、日本政府によって特別永住資格を付与されている X は、Y 県が実施した保健師の任用試験に合格し、すでに 7 年間保健師として勤務しており、勤務態度は良好であった。

Y 県は、管理職への昇任を希望する職員を対象に、毎年管理職選考試験を実施している。Y 県の管理職には、県庁の局長・部長・課長等、事案の決定権限を有する職員と、県庁の次長・技監・理事・参事等、事案の決定過程に参加する職員のほか、企画や専門分野の研究等にたずさわりの、事案の決定過程にかかわる蓋然性が少ない職員も含まれている。

X は、Y 県管理職選考試験のうち、事案の決定権限をもたない管理職を含む技術系の医化学区分を受験しようとしたが、Y 県管理職選考試験実施要項には、日本国籍を有することが受験資格として明記されていたため、X の受験申込書は受理されなかった。この取扱いを不当として、X は Y 県を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した。

なお、外国人（日本国籍を有しない者）の国家公務員・地方公務員への任用と昇任について明文の定めを置く法律は存在しない。また Y 県も外国人の県職員への任用と昇任に関する条例を制定していない。

〔設 問〕

あなたが X の訴訟代理人だとしたらどのような憲法上の主張を展開するか。判例の立場を踏まえながら論じなさい。